

# 在日米軍の 再編を実現 するために

在日米軍の再編を円滑に実施するための法律について



防衛省



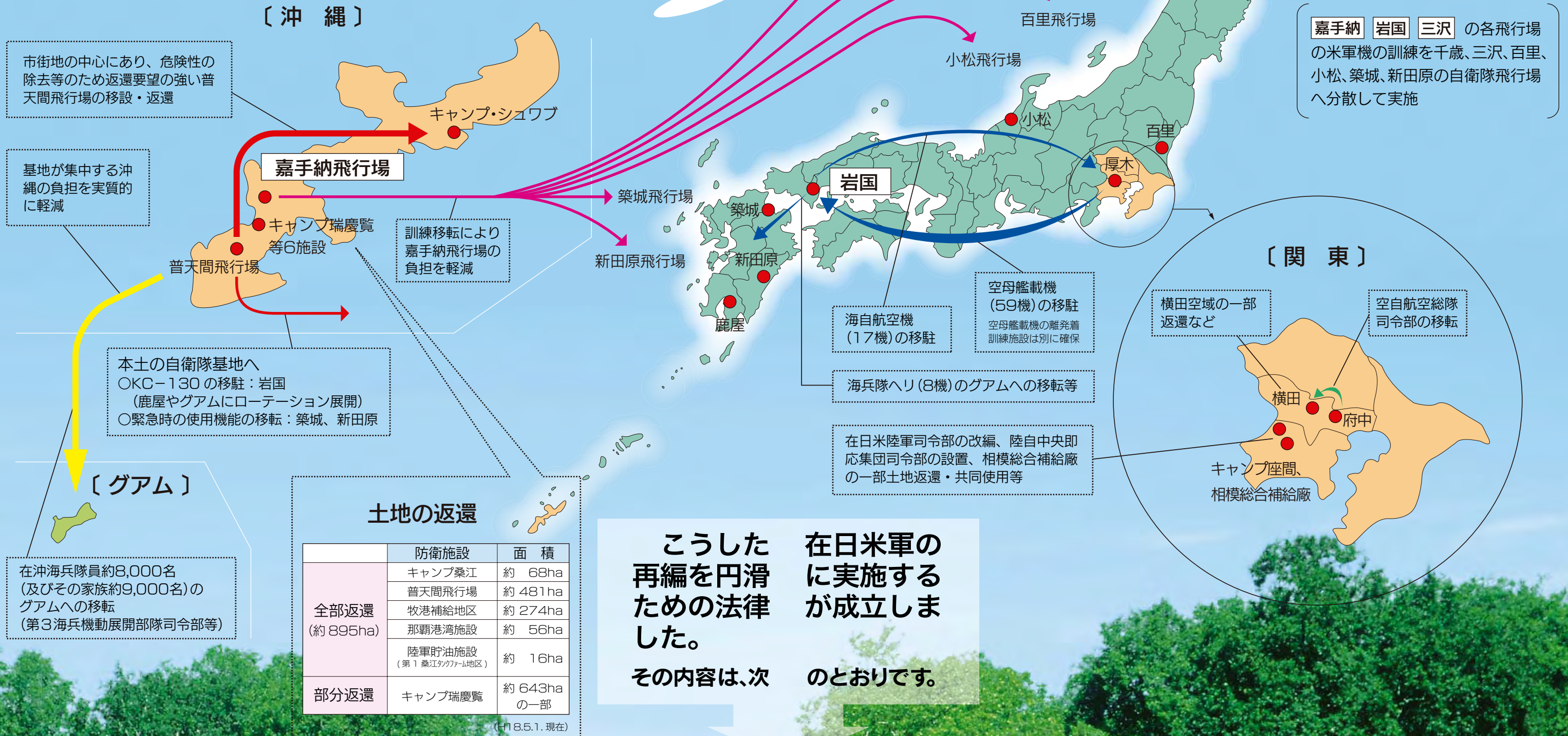
# 在日米軍の 再編の概要

在日米軍の再編の内容については、平成18年5月1日に、日米間で合意されたものです。

## 在日米軍の再編は、なぜ必要なのですか？

**A** 在日米軍の再編は、抑止力の維持を図りつつ、米軍基地が集中する沖縄を始め基地周辺の負担を軽減するため、在日米軍や自衛隊の配置などを見直すものです。

これは、長年の懸案である基地周辺の負担軽減の絶好の機会でもあり、円滑かつ早期に実現することが重要です。



こうした再編を円滑するための法律をした。

その内容は、次

在日米軍の再編を実施するが成立しま

のとおりです。



## Q なぜ新たな交付金が必要なのですか？

A

在日米軍の再編による平和と安全の利益は、国民が等しく受けますが、そのための負担（再編に伴う新たな訓練の実施など）は一部の地域が負うことになります。

再編交付金は、負担を受け入れる地元市町村の協力で国として応えるものです。



## Q 誰にいくら、どのように交付するのですか？



米軍再編に御理解をいただいている負担が増える地域の市町村に対し、負担の大きさに応じた額を交付します。その際、交付額は再編事業の進み具合に応じて再編実施の段階が上限となるように交付します。

交付期間は原則として10年間で

す。  
(平成19年度予算:再編交付金約51億円)

## Q 交付金で地元市町村は何ができますか？

A

いわゆる箱物事業だけでなく、地元の防犯対策や環境育成など、住民生活の利便性向上・産業振興に寄与するいわゆるソフト事業も対象とします。



提供:読売新聞

## Q 再編交付金のほかに、特に負担の大きな地域に対して、どんな施策を行うのですか？

**A** 都道府県知事から提出された道路、港湾など公共事業を含む振興計画の案を国が決定し、計画の推進に取り組みます。

また、計画に基づく公共事業の実施について、国の負担割合を通常よりも高く、地方の負担割合を低くします。

### 事 例

| 事業名 | 通常<br>の<br>補 助 率 | 補 助 率 の 特 例        |                                    |
|-----|------------------|--------------------|------------------------------------|
|     |                  | 本 土                | 沖 縄                                |
| 道 路 | 1/2              | 5.5/10             | 沖縄振興特<br>措法の定め<br>る割合<br>(9.5/10等) |
| 港 湾 | 1/2<br>(4/10)    | 5.5/10<br>(4.5/10) |                                    |
| 漁 港 | 1/2              | 5.5/10             |                                    |

( この他、水道、下水道、土地改良事業、義務教育施設が、  
特例の対象となります。 )

## Q どんな地域が対象となるのですか？



**A** 多数の航空機を有する部隊が移駐してくることなどで特に負担が大きくなる市町村とその隣接市町村の区域（再編関連振興特別地域）が対象となります。

## Q どのような仕組みで公共事業の特例などが適用されるのですか？

**A** 国全体で調和のとれた振興策を策定できるように公共事業を担当する大臣などを集めた会議を防衛省に設置します。

都道府県知事の申出を受け、この会議での議に基づいて、再編関連振興特別地域や振興計画が決定されます。

### 防衛省に設置される会議

#### 駐留軍等再編関連振興会議

(議長)：防衛大臣

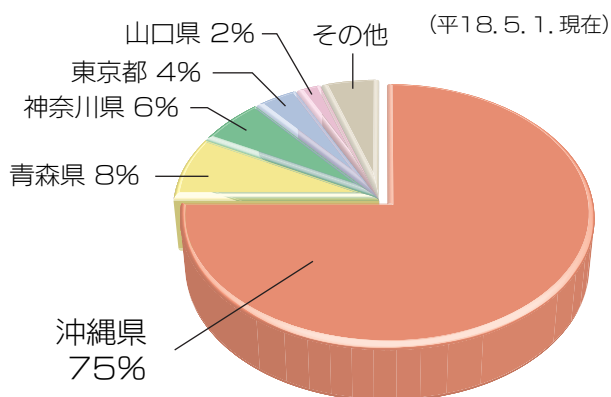
(議員)：内閣官房長官、総務、外務、財務、  
文部科学、厚生労働、農林水産、  
経済産業、国土交通、  
環境及び特命担当の各大臣



**Q** なぜ、沖縄に駐留する海兵隊をグアムに移転する必要があるのですか？

**A** 在日米軍基地の75%が沖縄に集中し、沖縄の人々の生活や地域の発展に大きな影響を及ぼしてきました。

沖縄に駐留する海兵隊のグアム移転は、長年にわたる沖縄の強い要望であり、基地負担を軽減するものとして、早期に実現することが重要です。



在日米軍施設・区域の都道府県別割合

**Q** なぜ日本が、海兵隊のグアムへの移転費用の一部を分担しなくてはならないのですか？

**A** 在日米軍の再編は、日本の平和と安全、基地負担の軽減という2つの目的を達成するために行います。在沖海兵隊のグアム移転もこの2つの目的のため、日本からの提案で行うこととなったものであり、グアムへの移転後も海兵隊の任務に日本の防衛が含まれます。

海兵隊8千人とその家族9千人がグアムへ移転するためには、インフラ等の大規模な整備が必要となります。これを米国のみで行った場合、長期間を要し、沖縄の負担軽減が早期に進まない恐れがあります。

こうした観点から、日本も移設費用の一部を分担する必要があります。

**Q** 日本側は、グアム移転のための施設整備のうち、何を分担するのですか？

**A** 日米間の合意では、日本側の分担は、海兵隊の司令部庁舎や隊舎などと、家族住宅や上下水道などのインフラ整備となっています。

米国側は、ヘリ発着場や燃料施設などの基地施設を整備します。

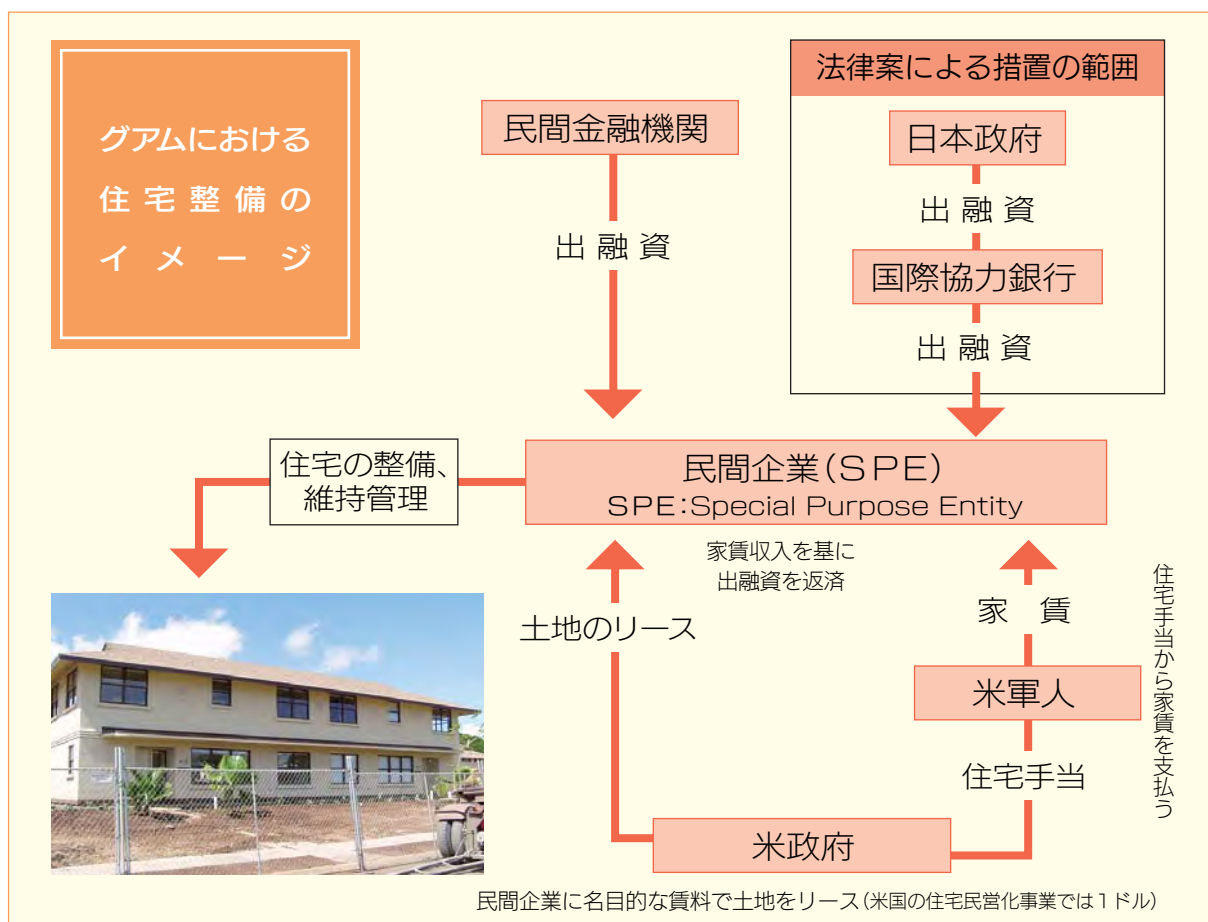




## 日本の負担額をできるだけ圧縮することはできないのですか？

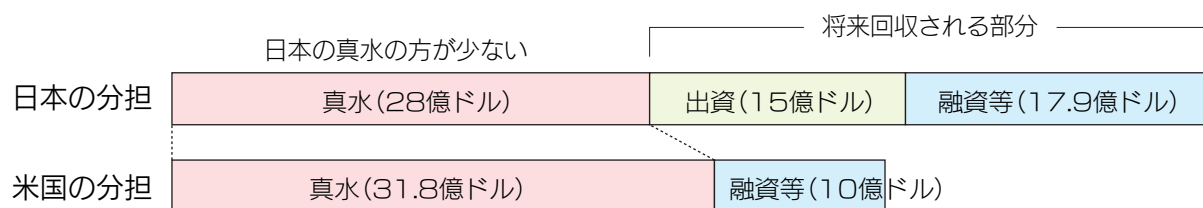
A

日本側が分担する事業のうち、家族住宅や上下水道などのインフラ整備については、既に米国で行われている民間活力を導入した仕組みを用いて行います。これにより、事業に必要な資金は一旦日本側が出資や融資を行います。米国側からの家賃や使用料により将来的に回収されます。事業の実施に当たっては、海外での民活事業への融資に実績のある国際協力銀行のノウハウを活用します。



また、日本側の分担のうち海兵隊の司令部庁舎や隊舎などについては、家賃や使用料による資金の回収が困難なため、真水（直接的な財政支出）で整備することとなりますが、引き続き所要経費を精査し、その縮減に努めてまいります。

この結果、総計費102.7億ドルのうち、我が国の財政支出は最大でも28億ドルに留まることとなり、米国の31.8億ドルを下回ります。



## Q 在日米軍で働く労働者の雇用に与える影響に どのように対応するのですか？

A

米軍再編によって、在日米軍で働く労働者の雇用に影響が出る場合が考えられますが、この場合でも、できる限り、雇用の継続に資するように、現に従事している職種から他の職種への転換のために必要な技能教育訓練を、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じて実施するなどの措置を講じます。



## 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

### 1 負担が増える地元市町村に対する新しい交付金

- 防衛大臣は、在日米軍の再編※により負担の増える防衛施設と周辺の市町村を指定し、その市町村に、住民生活の利便性の向上等を図るため、交付金を交付。
- 交付金は、負担の増加の程度を考慮しながら、再編に向けた措置の進捗状況等に応じて交付。

※この法律では、在日米軍の再編の対象である航空機部隊と一体として行動する艦船の編成が変更される場合（原子力空母への交替）についても同様に扱う。

### 2 特に負担の大きい市町村等に対する公共事業の特例など

- 特に負担の大きな市町村などを再編関連振興特別地域として指定し、知事が作成した振興計画の案を決定。この計画に基づく道路、港湾等の整備に当たり自治体の負担割合の特例などを設定。

### 3 国際協力銀行の業務に関する特例などの措置

- 在沖縄海兵隊のグアム移転を促進するために必要な施設整備を民間活力を導入して効率的に行うため、こうした資金の出資、融資などの業務を国際協力銀行が行うことができるものとするよう措置。
- 国際協力銀行には、そのための特別の勘定を設立。
- 国は、国際協力銀行に対し、出資、融資を行うなど所要の措置を実施。

### 4 駐留軍等労働者に係る措置

- 駐留軍等労働者の雇用の継続に資するように、技能教育訓練等を実施。

### 【法律の期限】

- この法律は、原則として10年間の時限付きの立法。
- ただし、国際協力銀行の業務に関する特例については、当分の間、効力を有するものとするよう措置。

**在日米軍の再編の実現に皆様の御理解を賜りますよう、  
よろしくお願い申し上げます。**